

## 一般廃棄物処理基本計画（案） 「第1章 基本的事項」

## 「第2章 現状と課題」

注) 本資料は、第1回及び第3回一般廃棄物処理基本計画策定等専門部会において事務局（案）としてお示しした資料です。専門部会での審議状況を踏まえ、今後随時見直しを行う予定です。

## 目次

第1部 長野市ごみ処理基本計画	1
第1章 基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間と計画区域	4
(1) 計画期間	4
(2) 計画区域	4
4 基本的な考え方	5
第2章 現状と課題	8
1 長野市の概況	8
(1) 人口動態	9
(2) 産業の動向	10
(3) 市総合計画等との関係	11
2 ごみ処理の現状及び課題	12
(1) ごみの分別及びごみ処理手数料	12
(2) ごみ処理体制	15
(3) ごみ処理実績等の推移	20
(4) 全国類似都市との比較	29
(5) ごみ処理の評価	30
(6) ごみ処理の課題の整理（重点課題）	39

一般廃棄物処理基本計画の構成（案）

現行基本計画の構成	次期基本計画 構成（案）
<p>ごみ処理基本計画（H17.6）</p> <p>計画の位置付け 計画期間と計画区域 基本的な考え方 現状と課題</p> <p>数値目標 施策の体系 目標達成のための施策 計画の推進 数値目標の見直し （参考資料）</p>	<p>長野市一般廃棄物処理基本計画（H23.4） はじめに</p> <p><b>第1部 長野市ごみ処理基本計画</b></p> <p><b>第1章 基本的事項</b></p> <p>1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間と計画区域 4 基本的な考え方</p> <p><b>第2章 現状と課題</b></p> <p>1 長野市の概況 2 ごみ処理の現状と課題</p> <p><b>第3章 ごみ処理基本計画</b></p> <p>1 計画の基本方針 2 ごみの発生・処理量の見込み 3 ごみの排出の抑制のための方策 4 分別収集区分及び処理方法・主体 5 ごみ処理施設の整備 6 その他必要な事項</p>
<p>生活排水処理基本計画（H17.10）</p> <p>はじめに</p> <p>1 基本方針 2 目標年次 3 生活排水の排出の状況 4 生活排水の処理主体 5 生活排水処理基本計画 （1）生活排水の処理計画 （2）し尿・汚泥の処理計画</p>	<p><b>第2部 長野市生活排水処理基本計画</b></p> <p><b>第1章 基本的事項</b> <b>第2章 基本方針</b> <b>第3章 目標年次</b> <b>第4章 生活排水の排出の状況</b> <b>第5章 生活排水の処理主体</b> <b>第6章 生活排水処理基本計画</b></p> <p>1 生活排水の処理計画 2 し尿・汚泥の処理計画 3 その他</p>

上記構成（案）については、今後の作成・審議状況等により随時修正を行う。

# 第 1 部

## 長野市ごみ処理基本計画

# 第 1 章 基本的事項

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成 8 年 3 月に「長野市ごみ処理基本計画」を策定し、平成 13 年 9 月に見直しを行いました。

平成 17 年 1 月の 1 町 3 村との合併に伴う諸条件の変化等を踏まえ、平成 17 年 6 月に、平成 22 年度を目標年次とした新たなごみ処理基本計画（以下、「第 2 次計画」という。）を策定しました。

第 2 次計画では、市民・事業者・行政が連携してごみの発生・排出抑制や資源化を推進することにより、ごみの焼却量及び埋め立て量の削減を図り、循環型社会の実現を目指すことを基本方針に掲げ、目標年次である平成 22 年度に向けて、63 項目に渡る具体的施策を展開してきました。

平成 21 年 10 月には、家庭ごみ処理有料化制度の導入、清掃センター搬入手数料の改定を行ったほか、従来可燃ごみとして焼却処理していた剪定枝葉について、資源物として分別収集を開始するなど、循環型社会の構築に向けて一層のごみの減量、リサイクルの推進を図りました。

計画期間の満了に当たり、これまでの具体的施策の進捗状況や効果を検証するとともに、国（環境省）における第二次循環型社会推進基本計画の策定（平成 20 年 3 月）、ごみ処理基本計画策定指針の改定（平成 20 年 6 月）のほか、近年の廃棄物を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成 23 年以降の新たなごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

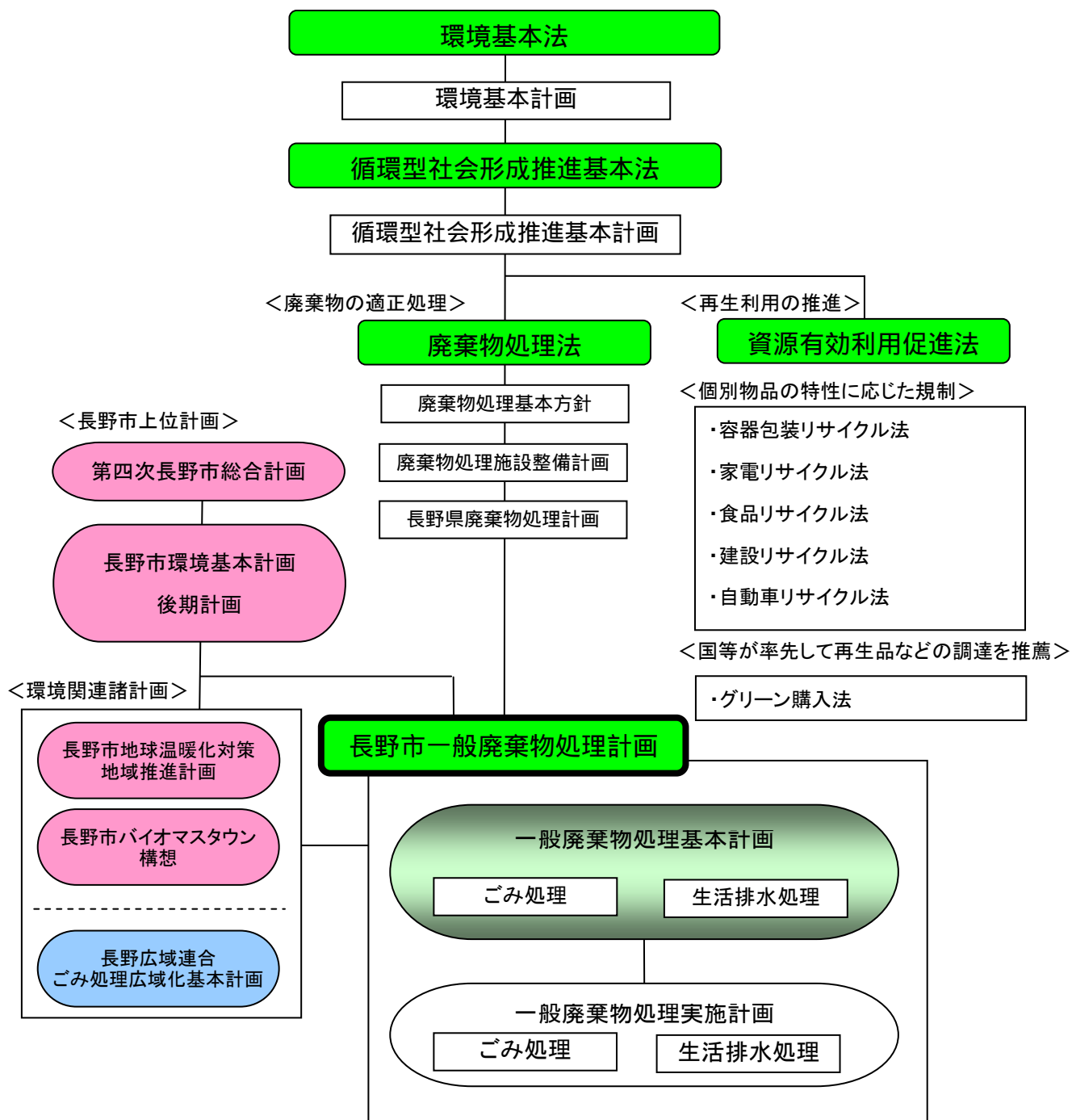
## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定される一般廃棄物（ごみ）処理計画の基本計画であり、長期的かつ総合的視点で、ごみ減量・資源化の推進及びごみの適正処理に必要な基本的事項を定めるものです。

また、「長野市総合計画」、「長野市環境基本計画」などの本市上位計画のほか、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」、「長野市バイオマスタウン構想」、「長野広域連合ごみ処理広域化基本計画」などの環境関係諸計画とも整合を図り策定するものです。

なお、本計画の実施に当たり、必要な事項は毎年度定める一般廃棄物処理実施計画において定めることとします。

図1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係



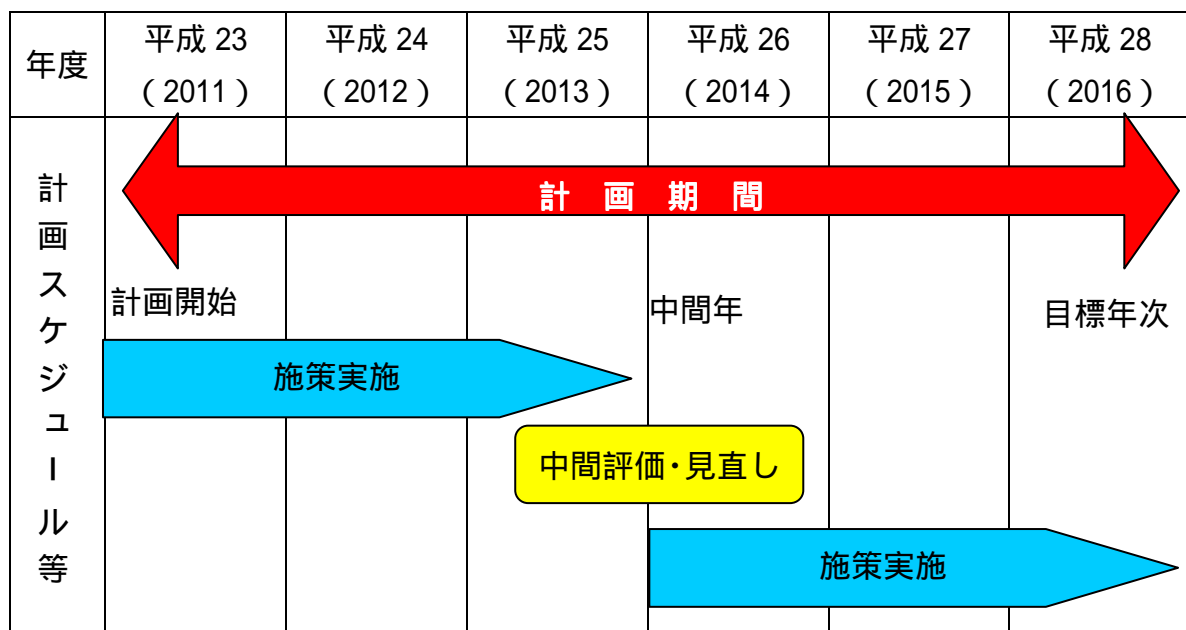
### 3 計画期間と計画区域

#### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、現在策定作業中の「第四次長野市総合計画後期計画」及び「第二次長野市環境基本計画」の計画期間と整合を図り、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間とします。

なお、平成 23 年度から平成 25 年度までの計画の進捗状況を踏まえ、平成 26 年度に中間見直しを行うこととします。

その他、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、必要に応じて見直しを行います。



#### (2) 計画区域

本計画の対象区域は、長野市の行政区域全域とします。

## 4 基本的な考え方

### 現行計画

「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会」を背景とした今日のごみ問題に対応するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを基本に、積極的に施策を展開する。

発生抑制については、広域的な取り組みを中心として進め、一般廃棄物の処理責任がある市とごみの排出者である市民や事業者が、それぞれの役割分担と協働により、ごみの減量や資源化を推進することにより、焼却量・埋め立て量の削減を図り、循環型社会の構築を目指す。

また、最終的に、焼却・埋め立てしなければならないごみについては、環境負荷の低減や環境との調和に配慮しながら安全で安定的な処理を行う。

市民・事業者・市のそれぞれの役割と責務等については次のとおりとする。

市 民：ごみをできるだけ出さない生活の実践、分別の徹底・資源化に努める。

事業者：事業所から排出されるごみの適正な処理、分別の徹底・資源化及び焼却量・最終処分量の減量を推進する。

製造業者は、再使用、再生利用しやすい製品や長期間使用可能な製品など発生抑制に配慮した製品の開発に努める。

販売業者等は、自ら販売した市で処理できないごみの引き取り、適正処理に努める。

市：一般廃棄物の安全で安定的な処理を行う。

また、ごみに関して分別方法・ごみ処理の流れ等さまざまな情報を発信し、市民・事業者の取り組みに関する支援を行う。

さらに、循環型社会の構築に向けた市民・事業者の啓発に努める。

## 次期計画

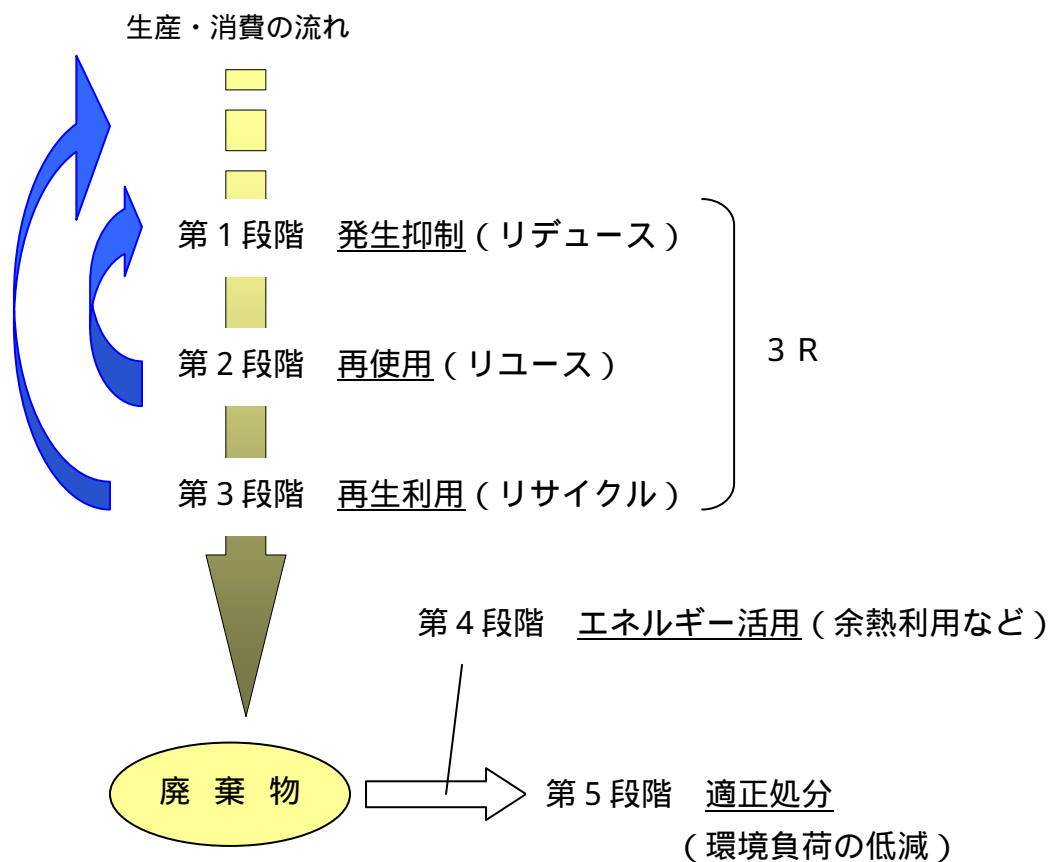
< 基本理念 >

### 持続可能な循環型環境都市 “ながの” の創造

第2次計画では、市民・事業者・行政が連携して、ごみの発生及び排出抑制や資源化を推進することにより、「循環型社会」の実現に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを基本に、施策を展開してきました。

本計画においても、市民・事業者・行政の3者協働による3R施策を推進し、「循環型社会」の構築を目指します。加えて、有料化制度による減量効果の持続や継続的な啓発活動の推進など、「持続性・継続性」に重点を置き、「持続可能な循環型社会」の構築を目指していくことを基本的な理念とします。

図2 3Rによる循環型社会イメージ





## < 基本方針 >

基本理念を実現するために、以下の5つの基本方針を定めます。

各基本方針に基づき、基本施策及び具体的施策を定め、実施します。

### 基本方針1 3Rによるごみ減量の仕組みづくりの推進

市民・事業者・市がごみに関する情報や目的の共有化を図り、3Rの各段階ごとの取り組みを推進します。

### 基本方針2 家庭ごみの減量・資源化の推進と有料化制度の定着

分別の徹底や生ごみの減量対策等、家庭ごみの減量・資源化の推進を図るほか、有料化制度の定着のための取り組みを行います。

### 基本方針3 事業ごみの減量・資源化の推進

事業ごみの減量・資源化の推進に向けて、事業所向けの啓発活動や指導の拡充を図ります。

### 基本方針4 収集・処理体制の充実

環境負荷の軽減、高齢者等に対する収集体制の検討など新たな課題に対応した収集・処理体制を構築します。

### 基本方針5 適正処理の推進

有料化制度の定着を目指し、不適正排出対策・不法投棄対策の充実を図ります。

## 第2章 現状と課題

### 1 長野市の概況

本市は、長野県の北部に位置し、北は新潟県、信濃町、飯綱町、東は中野市、小布施町、須坂市、南は上田市、千曲市、麻績村、筑北村、生坂村、西は大町市、小川村、白馬村、小谷村と境を接しています。

地勢は、中央部が千曲川の沖積地と犀川の扇状地等によって形成された平坦地域であり、西部及び南東部には、山地や丘陵地が広がっています。

明治30年の市政施行後、大正12年、昭和29年、昭和41年、平成17年、平成22年の5回にわたる周辺市町村との合併を経て、現在面積834.85km<sup>2</sup>、人口約39万人を擁する地方中核都市となりました。

古くから善光寺の門前町として栄えるとともに、東京圏、名古屋圏等の大都市と日本海沿岸地域を結ぶ高速交通網の拠点都市として、また、総合的機能を備えた地方中核都市として重要な位置を占めています。



旧信州新町、旧中条村は、平成22年1月1日長野市と合併



## (1) 人口動態

### 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、平成22年4月1日現在で387,815人、152,343世帯となっています。人口及び一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

表2-1-1 人口・世帯数の推移

年度	人口	世帯数	一世帯当たり人員
平成17年	382,036	143,037	2.67
18年	381,592	144,284	2.64
19年	381,903	145,798	2.62
20年	381,114	146,935	2.59
21年	380,883	148,121	2.57
22年	387,815	152,343	2.55

資料：長野市企画課

(注) 各年4月1日現在の住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた人口・世帯数

### 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口では、65歳以上の老年人口の割合が全体の24.3%を占め、平成17年(21.0%)と比較すると、3.3ポイント増加しています。

表2-1-2 年齢3区分別人口の推移

年度	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成17年	382,036	55,999 (14.7%)	245,622 (64.3%)	80,415 (21.0%)
18年	381,592	55,557 (14.6%)	243,455 (63.8%)	82,580 (21.6%)
19年	381,903	55,258 (14.5%)	241,882 (63.3%)	84,763 (22.2%)
20年	381,114	54,852 (14.4%)	239,492 (62.8%)	86,770 (22.8%)
21年	380,883	54,629 (14.3%)	237,181 (62.3%)	89,073 (23.4%)
22年	387,815	54,464 (14.0%)	238,983 (61.6%)	94,368 (24.3%)

資料：長野市企画課

(注) 1 各年4月1日現在の住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた人口を基に算出

2 ( )内の数値は各年齢区分別人口の構成比

(2) 産業の動向

**事業所数・従業者数の推移**

本市の事業所数、従業者数は総数では減少傾向にあります。産業（大分類）別の事業所数では、第一次産業（農林漁業）は横ばい傾向、第二次産業（鉱・建設・製造業）及び第三次産業（サービス業等）は減少傾向にあります。

表 2-1-3 産業（大分類）事業所数及び従業者数の推移

産業（大分類）	平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
<b>総 数</b>	<b>21,711</b>	<b>190,709</b>	<b>21,587</b>	<b>185,947</b>	<b>20,351</b>	<b>175,137</b>
<b>第一次産業（農林漁業）</b>	<b>83</b>	<b>1,430</b>	<b>78</b>	<b>1,422</b>	<b>83</b>	<b>1,440</b>
<b>第二次産業</b>	<b>4,433</b>	<b>56,457</b>	<b>4,132</b>	<b>47,650</b>	<b>3,634</b>	<b>39,235</b>
鉱業	13	111	11	59	14	123
建設業	2,662	23,568	2,600	20,505	2,357	16,567
製造業	1,758	32,778	1,521	27,086	1,263	22,545
<b>第三次産業</b>	<b>17,195</b>	<b>132,822</b>	<b>17,377</b>	<b>136,875</b>	<b>16,634</b>	<b>134,462</b>
電気・ガス・熱供給・水道業	8	918	11	997	17	1,016
運輸・通信業	489	11,580	541	11,604	617	15,836
卸売業・小売業、飲食店	8,843	59,353	8,405	58,814	7,731	55,937
金融・保険業	390	8,613	393	7,916	353	6,976
不動産業	1,421	3,372	1,647	3,430	1,901	3,826
サービス業	6,044	48,986	6,380	54,114	6,015	50,871
（他に分類されないもの）						

資料：平成 21 年版長野市統計書（長野市企画課）

（注）1 単位は、事業所数は事業所、従業者数は人

2 数値は各年 10 月 1 日現在（平成 8 年、平成 13 年、平成 18 年事業所・企業統計調査）

**就業者数の推移**

国勢調査結果に基づく就業者総数は減少傾向にあります。産業（大分類）別の就業者数では、平成 12 年比で第一次産業が 8.0%、第二次産業が 18.4% の減少、第三次産業が 1.1% の増加となっています。構成比についても第一次産業及び第二次産業は低下している一方、第三次産業の割合は上昇しています。

表 2-1-4 産業（大分類）別の 15 歳以上就業者数の推移

産業（大分類）	平成 12 年		平成 17 年		増減数	増減率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比		
<b>総 数</b>	<b>202,347</b>		<b>194,900</b>		7,447	3.7
第一次産業	16,727	8.3	15,393	7.9	1,334	8.0
第二次産業	53,426	26.4	43,603	22.4	9,823	18.4
第三次産業	129,221	63.9	130,693	67.1	1,472	1.1

資料：平成 17 年国勢調査結果報告書（長野市企画課）

- （注）1 単位は、就業者数は人、構成比は％  
 2 数値は各年 10 月 1 日現在（平成 12 年、平成 17 年国勢調査結果）  
 3 産業（大分類）別の就業者数及び構成比は分類不能の産業を除く

### （ 3 ）市総合計画等との関係

#### 第四次長野市総合計画

第四次長野市総合計画 基本構想（H19～H28）では、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を都市像として掲げ、前期基本計画（H19～H23）において、都市像の実現に向けた 10 本の重点施策を定めるほか、分野ごとに基本施策・個別施策を位置付けています。

環境分野では、重点施策の一つとして、「省資源・資源循環の促進」が掲げられ、その個別施策として位置付けられた「ごみの減量と再資源化の促進」、「ごみ処理体制の充実」などの施策は、分野別個別計画であるごみ処理基本計画により推進されています。

本計画は、現在策定作業中の後期基本計画（H24～H28）に必要な応じて反映させるものとします。

#### 長野市環境基本計画

長野市環境基本計画（前期計画 H13～H17、後期計画 H18～H23）は、長野市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画として、市総合計画と整合を図り、環境施策を総合的・計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すもので、ごみ処理基本計画の上位計画に当たります。

本計画は、現在策定作業中の第二次長野市環境基本計画（H24～H28）に必要な応じて反映させるものとします。

## 2 ごみ処理の現状及び課題

### (1) ごみの分別及びごみ処理手数料

#### ごみの分別区分

##### ア 家庭ごみ

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、家庭灰、資源物7種類の10分別に大別され、拠点回収品目である蛍光灯、廃食用油を含めると12分別となっています。

表 2-2-1 家庭ごみの分別区分（平成 22 年度）

分別区分	具体例	排出方法
可燃ごみ	資源にならない紙、やわらかいプラスチック製品、ゴム製品、木製品、革製品・布類、生ごみ、汚れが落ちないプラスチック製容器包装など	市指定の可燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
不燃ごみ	金属製品、陶磁器、ビン以外のガラス類、家電リサイクル対象品目を除く小型家電製品、硬いプラスチック製品など	市指定の不燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
家庭灰	家庭から出る焼却した灰（燃え残り等の未燃物は可燃ごみとして出す）	丈夫な袋へ入れ、ビン類の日にごみ集積所へ出す。（1）
資源物	プラスチック製容器包装	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れてごみ集積所へ出す。
	紙	ひもで十文字に梱包してごみ集積所へ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン	ビンと乾電池はバラの状態でごみ集積所の市指定のコンテナへ出す。（1）
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く
	缶	バラの状態でごみ集積所の市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	フタ・ラベルを取り、バラの状態でごみ集積所の市指定の

	のドレッシングなどのプラスチックボトル	ペットボトル収集用ネット袋に出す。
剪定枝葉等 ( H21.10 ~ 分別開始 )	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋(市指定以外の袋)に入れてごみ集積所へ出す。( 2 )
( 拠点回収品目 )		
蛍光灯	割れていないもののみ	指定回収場所へ自己搬入
廃食用油	植物性の廃食用油	指定回収場所へ自己搬入

- 1 豊野地区の家庭灰及び乾電池は、指定回収場所での拠点回収
- 2 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は指定回収場所での拠点回収

## イ 事業ごみ

事業所から排出されるごみは、事業系一般廃棄物 5 分別(可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル)に分別し、市処理施設または民間処理施設へ搬入されますが、市処理施設では分別されていないごみは受け入れていません。

## ごみ処理手数料

### ア 家庭ごみ処理手数料

本市では、定期収集にかかる家庭ごみ処理手数料について、平成 8 年 11 月からごみ指定袋購入チケット制度による一定量無料型の有料化制度を実施してきましたが、一層のごみの減量、分別の徹底及びリサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平性を目的とし、平成 21 年 10 月から全市統一で排出量比例型(従量制)の有料化制度を導入しました。

なお、有料化制度導入に伴う減免制度として、乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用世帯、生活保護受給世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を交付しています。

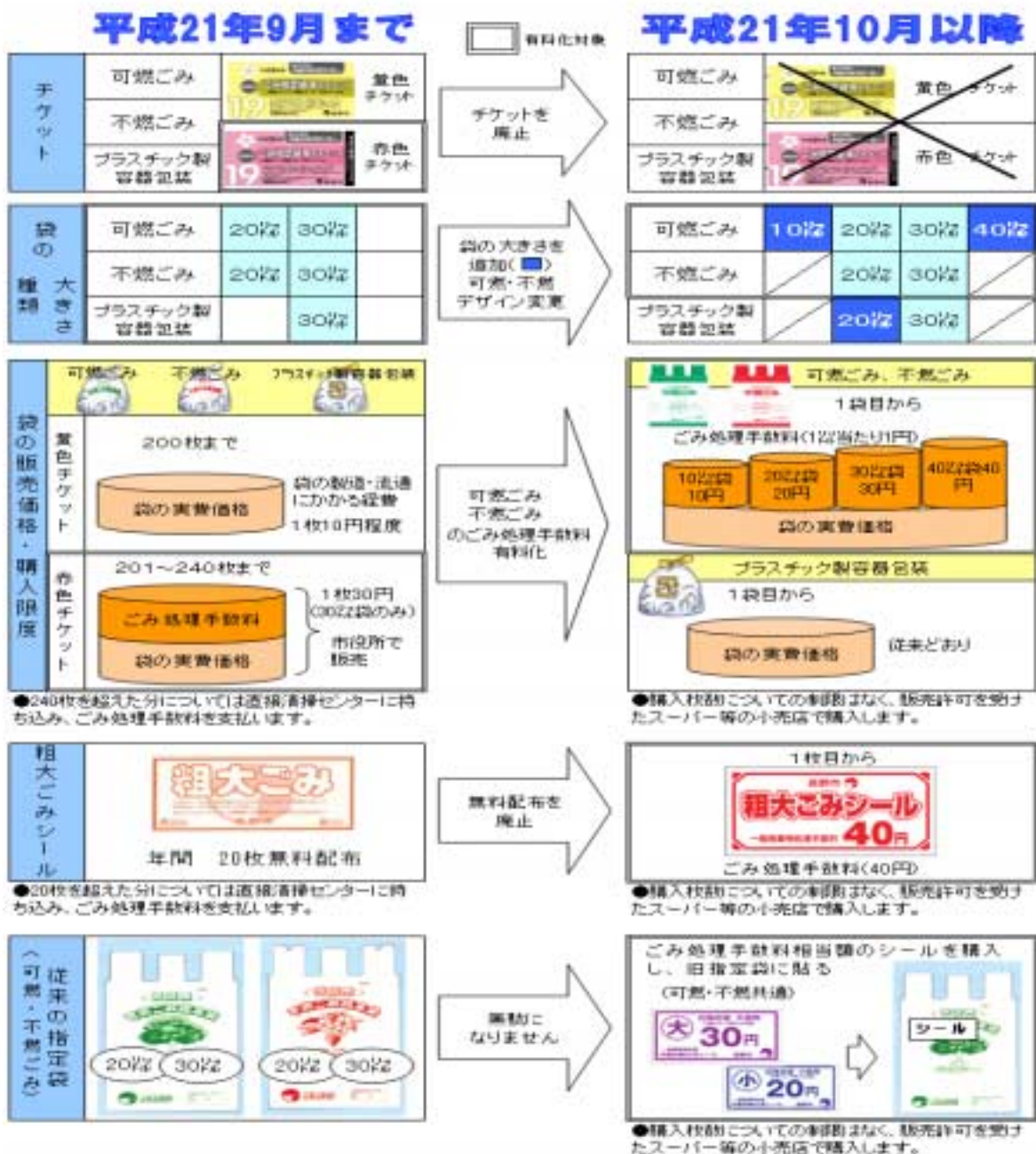
表 2-2-2 家庭ごみ処理手数料の概要

	分別区分	ごみ処理手数料	
		~平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月~
定期収集ごみ	可燃ごみ	1 世帯 1 年度につき ・指定袋 200 枚まで 無料 ・201 袋~240 袋 指定袋 1 リットル当たり 1 円	指定袋 1 リットル当たり 1 円
	不燃ごみ		
	プラスチック製容器包装	・240 袋を超えた分 直接搬入により手数料負担	無料

粗大ごみ (1)	1世帯1年度につき ・粗大ごみシール20枚まで 無料 ・20枚を超えた分 直接搬入により手数料負担	粗大ごみシール1枚につき40円
プラスチック製容器包装を除く資源物	無料	無料

1 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみをいう。

図2-2-1 家庭ごみ処理手数料有料化制度の変更点





## イ 直接搬入ごみ処理手数料

長野市清掃センターへ直接搬入する家庭ごみ、事業ごみの処理手数料については、平成 21 年 10 月に家庭ごみ処理手数料有料化制度の導入に併せ、手数料を改定しました。

豊野地区における可燃ごみの直接搬入は、北信保健衛生施設組合（東山クリーンセンター）へ搬入することから手数料が異なっています。

表 2-2-3 長野市清掃センターへの直接搬入ごみ処理手数料の概要

直接搬入ごみ	搬入区分	ごみ処理手数料	
		～平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月～
	可燃ごみ	10kg までごとに 90 円	10kg までごとに 130 円
	不燃ごみ	10kg までごとに 120 円	10kg までごとに 160 円
	資源物	10kg までごとに 30 円	

（注）平成 22 年 4 月 1 日現在

表 2-2-4 北信保健衛生施設組合への直接搬入ごみ処理手数料の概要

直接搬入ごみ （豊野地区のみ）	搬入区分	ごみ処理手数料
	可燃ごみ	10kg までごとに 90 円

（注）平成 22 年 4 月 1 日現在

## （ 2 ）ごみ処理体制

### 収集・運搬

#### ア 家庭ごみ

本市の家庭ごみの収集は、委託（一部直営）によるごみ集積所からの定日収集方式としています。平成 17 年に合併した豊野地区については、処理施設が異なることから収集運搬主体、収集回数等一部異なっています。

また、定期収集を補完するため、資源物の一部の品目については、別途指定回収場所での拠点回収を実施しています。

表 2-2-5 家庭ごみの収集運搬体制（平成 22 年度）

収集・分別区分	排出場所	収集運搬主体	収集回数
<b>定期収集</b>			
可燃ごみ	集積所	委託 （一部市直営）	2 回 / 週 （一部 1 回 / 週）

	不燃ごみ	集積所	委託	1回 / 4週 (一部1回 / 月)
	家庭灰	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 4週 (一部拠点回収)
資源物 (1)	紙	集積所	委託	1回 / 4週 (一部2回 / 月)
	ビン	集積所	委託	1回 / 4週 (一部1回 / 月)
	缶	集積所	委託	1回 / 4週 (一部2回 / 月)
	ペットボトル	集積所	委託	2回 / 4週 (一部1回 / 月)
	乾電池	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 4週 (一部拠点回収)
	プラスチック 製容器包装	集積所	委託 (一部市直営)	1回 / 週
	剪定枝葉	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 週 (一部拠点回収)
<b>拠点回収</b>				
資源物	廃食用油	指定回収場所	委託	拠点回収
	蛍光灯	指定回収場所	委託	拠点回収

1 資源物のうち、紙、ビン、缶、ペットボトル、剪定枝葉（一部地域のみ）については、定期収集のほか、拠点回収も実施

## イ 事業ごみ

事業ごみは、自己処理責任の原則に基づき、再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図るほか、排出者自ら運搬または一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託により、市処理施設または一般廃棄物処分業許可業者（民間処理施設）へ搬入します。

### 中間処理

定期収集・拠点回収により搬入された家庭ごみ及び市処理施設へ直接搬入された家庭ごみ・事業ごみは、長野市清掃センター及び北信保健衛生施設組合処理施設（豊野地区のみ）において中間処理されます。

可燃ごみ等は焼却施設において焼却処理後、焼却灰及び飛灰処理物は最終処分場において埋め立てにより最終処分されます。不燃ごみは資源化施設において破碎・選別処理後、可燃性残渣は焼却施設において焼却処理、再生利用可能な金属類等は民間施設等において資源化处理、不燃性残渣は最終処分場において埋め立てにより最終処分されます。家庭灰は最終処分場において埋め立てにより最終処分、資源物は市処理施設において中間処理後、民間施設等において資源化处理されます。市処理施設で中間処理できない一部の資源物は民間施設等において中間処理（資源化）されています。

なお、事業ごみのうち、市処理施設へ搬入されないものは一般廃棄物処分業許可業者等の処理施設において中間処理されます。

表 2-2-6 中間処理体制（平成 22 年度）

区分	中間処理主体	中間処理施設	中間処理方法	
可燃ごみ （不燃ごみのうち 破碎・選別処理後の 可燃性残渣を含む）	市直営	清掃センター 焼却施設	焼却 （余熱利用）	
	北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター		
不燃ごみ	市直営	清掃センター 資源化施設	破碎・選別 （可燃性残渣は焼却処理、不燃性残渣は埋立処分、金属類は民間施設で資源化处理）	
家庭灰			（埋め立てによる最終処分）	
資源物	紙	委託	民間処理施設	資源化
	ビン	市直営	清掃センター 資源化施設	粗破碎・保管
		北信保健衛生施設組合（委託）	民間処理施設	資源化
	缶	市直営	清掃センター 資源化施設	圧縮・梱包
		北信保健衛生施設組合	不燃物処理センター	
ペットボトル	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包	

	北信保健衛生施設組合（委託）	民間処理施設	資源化
乾電池	委託	民間処理施設	資源化
プラスチック製容器包装	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包
剪定枝葉	委託	民間処理施設	資源化
廃食用油	委託	民間処理施設	資源化
蛍光灯	委託	民間処理施設	資源化

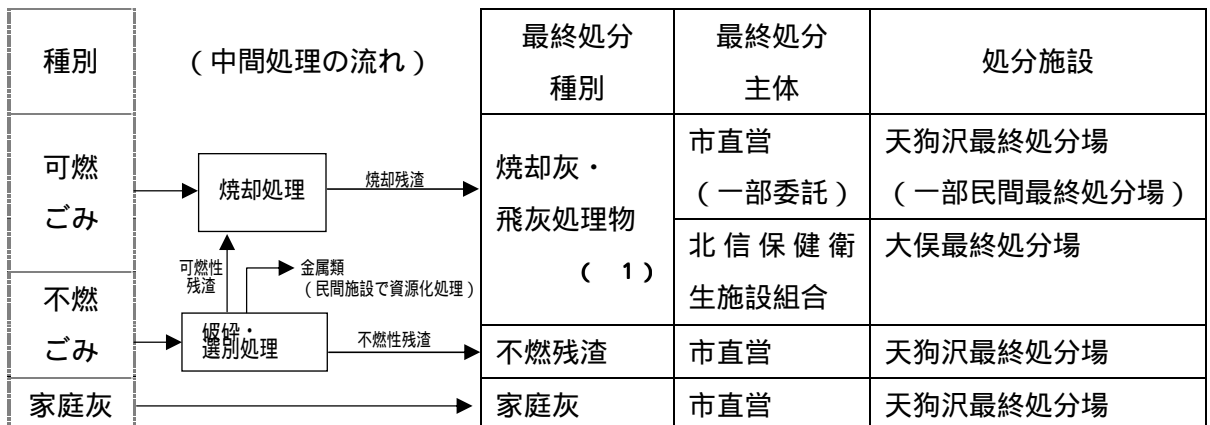
### 最終処分

焼却処理に伴い発生した焼却灰・飛灰、不燃ごみの破碎・選別処理により発生した不燃残渣、家庭灰は、長野市最終処分場及び北信保健衛生施設組合最終処分場（豊野地区のみ）において埋め立てにより最終処分されます。

焼却灰及び飛灰処理物の一部については、民間施設において最終処分を行っています。

なお、事業ごみのうち、市処理施設以外の民間処理施設において中間処理されたものは、一般廃棄物処分業許可業者等の最終処分場において最終処分されます。

表 2-2-7 中間処理の流れと最終処分体制（平成 22 年度）



- 1 飛灰処理物・・・焼却処理に伴い発生する排ガス中に含まれる微小粒子状の灰で薬剤添加等により安定化後、埋立処理される。

## ごみ処理フロー

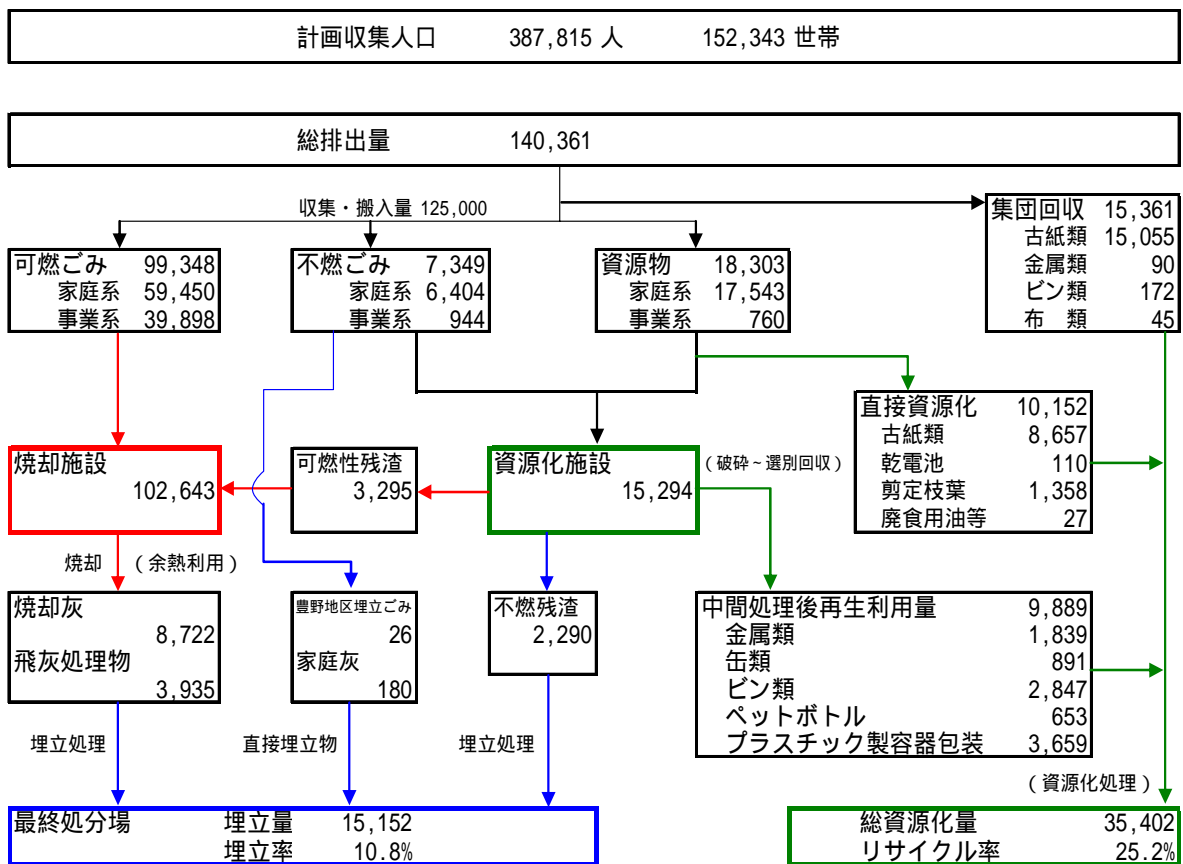
平成21年度の長野市におけるごみ処理の流れ(フロー)は、図2-2-2のとおりです。

収集・搬入されたごみは、焼却施設や資源化施設において中間処理後、最終処分または資源化処理されます。(一部、中間処理を経ずに直接埋立処分または・資源化処理)

なお、市処理施設以外に搬入された事業ごみは、民間処理施設において中間処理及び最終処分されるため、長野市のごみ処理フローには含まれません。

図2-2-2 長野市のごみ処理フロー(平成21年度実績)

単位：トン



- (注) 1 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量  
 2 埋立量 = 焼却灰 + 飛灰処理物 + 埋立ごみ + 家庭灰 + 不燃残渣  
 3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量  
 4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量  
 5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量  
 6 豊野地区埋立ごみは、全市分別区分統一により平成21年10月以降は収集及び埋立処分終了

(3) ごみ処理実績等の推移

**種類別排出量**

本市のごみの種類別排出量について、前計画の計画初年度である平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の実績の推移は、表 2-2-8 のとおりです。

可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の合計排出量は減少傾向にあり、集団回収量は微増傾向にあります。集団回収量も含めた平成 21 年度総排出量 140,361 トンは、平成 17 年度比で 10,897 トン、7.2%の減少となっています。

表 2-2-8 ごみの種類別排出量（家庭系・事業系合計）の推移

単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
<b>可燃ごみ</b>	<b>110,284</b> (2.5%)	<b>109,180</b> ( 1.0%)	<b>107,643</b> ( 1.4%)	<b>103,610</b> ( 3.7%)	<b>99,348</b> ( 4.1%)
<b>不燃ごみ</b>	<b>7,329</b> (1.2%)	<b>7,804</b> (6.5%)	<b>6,400</b> ( 18.0%)	<b>6,427</b> (0.4%)	<b>7,349</b> (14.3%)
<b>資源物</b>	<b>19,830</b> ( 0.4%)	<b>19,127</b> ( 3.5%)	<b>18,237</b> ( 4.7%)	<b>17,432</b> ( 4.4%)	<b>18,303</b> (5.0%)
紙	10,878	10,377	9,653	9,090	8,670
ビン	3,279	3,165	3,092	2,954	2,831
缶	1,116	1,066	1,014	966	938
ペットボトル	714	716	724	694	650
乾電池	106	104	107	103	110
プラスチック製容器包装	3,734	3,688	3,629	3,604	3,719
剪定枝葉	-	-	-	-	1,358
その他資源物	2	12	17	21	27
<b>合計</b>	<b>137,443</b> (2.0%)	<b>136,111</b> ( 1.0%)	<b>132,280</b> ( 2.8%)	<b>127,469</b> ( 3.6%)	<b>125,000</b> ( 1.9%)
<b>集団資源回収</b>	<b>13,815</b> (9.8%)	<b>15,164</b> (9.8%)	<b>15,313</b> (1.0%)	<b>15,509</b> (1.3%)	<b>15,361</b> ( 1.0%)
<b>総排出量</b>	<b>151,258</b> (2.7%)	<b>151,276</b> (0.0%)	<b>147,594</b> ( 2.4%)	<b>142,979</b> ( 3.1%)	<b>140,361</b> ( 1.8%)

(注) 1 端数処理の関係から各種別ごとの排出量と合計が一致しない場合がある。以下の表も同様。

2 ( ) 書きの数値は、対前年度比の増減率

3 H21 には、合併前の旧信州新町及び旧中条村(H21.4~12)のごみ量は含まない。以下の表も同様。

4 事業ごみで、市処理施設以外に搬入された量は含まない。以下の表も同様。

### 家庭系・事業系別排出量

家庭系、事業系別のごみの排出量の推移は、表 2-2-9 のとおりです。

平成 21 年度の排出量は、平成 17 年度比で家庭系は 4,456 トン、5.1%の減少、事業系では 7,986 トン、16.1%の減少となっています。

表 2-2-9 ごみの発生源別排出量の推移

単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
<b>家庭系</b>	<b>87,854</b> (4.8%)	<b>88,287</b> (0.5%)	<b>85,893</b> ( 2.7%)	<b>84,290</b> ( 1.9%)	<b>83,398</b> ( 1.1%)
可燃ごみ	62,726	63,390	63,131	62,202	59,450
不燃ごみ	6,548	6,850	5,551	5,546	6,404
資源物	18,580	18,047	17,212	16,543	17,543
<b>事業系</b>	<b>49,589</b> ( 2.6%)	<b>47,824</b> ( 3.6%)	<b>46,387</b> ( 3.0%)	<b>43,179</b> ( 6.9%)	<b>41,603</b> ( 3.6%)
可燃ごみ	47,558	45,790	44,513	41,408	39,898
不燃ごみ	782	954	849	882	944
資源物	1,250	1,081	1,025	890	760
<b>合計</b>	<b>137,443</b> (2.0%)	<b>136,111</b> ( 1.0%)	<b>132,280</b> ( 2.8%)	<b>127,469</b> ( 3.6%)	<b>125,000</b> ( 1.9%)

(注)( ) 書きの数値は、対前年度比の増減率

### 収集形態別排出量

平成 17 年の合併地域では、合併後直営収集を行っていましたが、平成 20 年度から戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区については委託収集に変更しました。合計排出量に対する各収集形態別排出量の構成割合は、委託収集の割合が増加し、直営収集、許可業者・市民等による直接搬入の割合は減少しています。

表 2-2-10 ごみの収集形態別排出量の推移

単位：トン

年度 収集形態	H17	H18	H19	H20	H21
委託収集	84,691	84,971	82,936	82,557	81,614
(構成割合：%)( 1)	(61.6)	(62.4)	(62.7)	(64.8)	(65.3)

直営収集 (構成割合：％)( 2)	3,163 (2.3)	3,316 (2.4)	2,958 (2.2)	1,733 (1.4)	1,653 (1.3)
許可・外来・直接搬入 (構成割合：％)( 3)	49,589 (36.1)	47,824 (35.1)	46,387 (35.1)	43,179 (33.9)	41,732 (33.4)
合計	137,443	136,111	132,280	127,469	125,000

- 1 委託収集・・・家庭ごみのうち、市が委託した事業者により収集した量
- 2 直営収集・・・家庭ごみのうち、市が直営により収集した量
- 3 許可・外来・直接搬入・・・家庭ごみのうち、市民が直接市処理施設へ搬入した量及び事業  
ごみで一般廃棄物収集運搬業許可業者（又は事業者自ら）が市処理施設へ搬入した量の合計

### 集団資源回収量

集団回収による資源回収量及び団体数の推移は、表 2-2-11 のとおりです。  
ごみの減量、再資源化を推進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物の回収を行った団体に対し、回収量に応じて報奨金（6円/kg）を交付しています。平成 21 年度実績では、平成 17 年度比で団体数が 45 団体、9.9%の増加、合計回収量が 1,546 トン、11.2%の増加となっています。回収品目別では、古紙類が最も多く、約 98%を占めています。

表 2-2-11 集団資源回収量（品目別）及び団体数の推移 単位：トン

年度 団体数	H17	H18	H19	H20	H21
回収品目	454 団体 (29)	462 団体 (8)	477 団体 (15)	499 団体 (22)	499 団体 (0)
古紙類	13,433	14,820	14,979	15,171	15,055
新聞	6,924	7,712	7,765	7,853	7,559
雑誌	4,101	4,534	4,623	4,721	4,867
段ボール	2,306	2,460	2,477	2,479	2,511
牛乳パック	97	111	113	116	116
その他古紙	5	3	1	2	2
缶類	61	68	75	94	90
布類	53	44	42	40	45
ビン類	269	233	217	205	172
合計	<b>13,815</b> (9.8%)	<b>15,164</b> (9.8%)	<b>15,313</b> (1.0%)	<b>15,509</b> (1.3%)	<b>15,361</b> ( 1.0%)

(注) 団体数の ( ) 書きは対前年度比の増減数、合計の ( ) 書きは、対前年度比の増減率



### 市民一人当たりのごみ量

ごみの総排出量は、減少傾向となっておりますが、市民一人当たりのごみ量についても減少傾向となっております。市民一人当たりのごみ量は、人口密集地域の方が値が大きくなることから、全国平均より良好ですが、長野県内平均と比較すると下回っています。( (3) 全国類似都市との比較 参照)

また、前計画で定めた数値目標項目である、「市民一人当たりの可燃ごみ量」は、平成 21 年度において当初の目標値 160kg / 年を達成し、155kg / 年となっております。( (4) ごみ処理の評価 参照)

表 2-2-12 一人当たりのごみ量の推移 (環境省一般廃棄物処理事業実態調査)

項目		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
A 一人一日当たり のごみ排出量 (単位: g / 人・日)	<b>長野市</b>	<b>991</b>	<b>974</b>	<b>953</b>	<b>923</b>	<b>902</b>
	長野県平均	953	931	915	872	-
	全国平均	1,067	1,050	1,024	971	-
B 一人一日当たり のごみ総排出量 (集団回収量含む) (単位: g / 人・日)	<b>長野市</b>	<b>1,091</b>	<b>1,082</b>	<b>1,063</b>	<b>1,035</b>	<b>1,012</b>
	長野県平均	986	966	951	907	-
	全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	-
C 一人当たりの家 庭系可燃ごみ量 (単位: kg / 人・年)	<b>長野市</b>	<b>164</b>	<b>166</b>	<b>166</b>	<b>163</b>	<b>155</b>

(注) 項目 A、B のうち、H21 は調査未実施であるが、同調査要領に基づき長野市分のみ算出

項目 C はごみ処理基本計画で定めた数値目標項目 (長野市独自集計項目)

### ごみ処理量

ごみ処理施設における処理量の推移は、表 2-2-13 のとおりです。

平成 21 年度のごみ処理量は、平成 17 年度比で焼却処理量が 9.6% の減少、埋立処理量が 16.2% の増加、資源化処理量が 8.4% の減少となっております。

表 2-2-13 ごみ処理量の推移

単位: トン

年 度		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
処理区分						
焼却処理		113,583	112,651	110,384	106,489	102,643
( 1 )		(2.3%)	( 0.8%)	( 2.0%)	( 3.5%)	( 3.6%)

埋立処理 ( 2 )	1,993 (7.2%)	2,300 (15.4%)	2,020 ( 12.2%)	2,031 (0.5%)	2,316 (14.0%)
資源化処理 ( 3 )	21,867 (0.2%)	21,160 ( 3.2%)	19,876 ( 6.1%)	18,949 ( 4.7%)	20,041 (5.8%)
合計	<b>137,443</b> (2.0%)	<b>136,111</b> ( 1.0%)	<b>132,280</b> ( 2.8%)	<b>127,469</b> ( 3.6%)	<b>125,000</b> ( 1.9%)

(注) ( ) 書きの数値は、対前年度比の増減率

- 1 焼却処理には、不燃ごみを破碎・選別後の可燃性残渣の焼却量を含む。
- 2 埋立処理は、不燃ごみを破碎・選別後の不燃残渣及び直接埋立ごみ量の合計（焼却灰は含まない）
- 3 資源化処理は、収集・搬入後、直接民間処理施設で資源化された量を含む。

## リサイクル率

リサイクル率とは、市処理施設へ搬入された家庭ごみ・事業ごみに、集団回収による資源回収量を加えた総排出量のうち、実際に資源としてリサイクル可能な量の割合を表す指標で、家庭ごみとして排出された資源物や集団回収による資源物の回収量が多いほど、リサイクル率は高くなります。また、不燃ごみのうち、破碎・選別処理により回収された金属類の量もリサイクル率に反映されます。

本市におけるリサイクル率は、集団資源回収の推進、平成 16 年度のプラスチック製容器包装の全市分別収集の開始、平成 21 年 10 月の剪定枝葉の分別回収の開始等により、平成 21 年度では 25.2%となり、平成 17 年度比で 1.6 ポイント上昇しています。( ( 3 ) 全国類似都市との比較 参照)

表 2-2-14 リサイクル率の推移（環境省一般廃棄物処理事業実態調査）

項目		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
リサイクル率 (%)	長野市	23.6	24.0	23.8	24.1	25.2
	長野県平均	24.5	23.8	24.2	24.6	-
	全国平均	19.0	19.6	20.3	20.3	-

(注) 1 H21 は調査未実施であるが、同調査要領に基づき長野市分のみ算出

- 2  $\text{リサイクル率} = (\text{市処理施設等における資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{市処理施設へのごみ収集搬入量} + \text{集団回収量})$
- 3 市処理施設以外の民間処理施設へ搬入された事業ごみは、リサイクル率の計算に含まれない。

## 最終処分量

焼却処理後の焼却灰・飛灰処理物、中間処理後の不燃残渣等は市最終処分場等において埋め立てにより最終処分されています。平成 21 年度最終処分量合計は、15,152 トンで、平成 17 年度比で 2,681 トン、15.0%の減少となっています。

表 2-2-15 最終処分量の推移

単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
焼却灰・飛灰	15,628	15,031	14,135	13,407	12,657
不燃残渣	1,968	2,272	1,992	2,004	2,290
家庭灰	212	195	193	191	180
直接埋立物	25	28	28	27	26
最終処分合計	17,833 ( 1.3%)	17,526 ( 1.7%)	16,348 ( 6.7%)	15,629 ( 4.4%)	15,152 ( 3.1%)

(注) 1 最終処分合計の( )書きは、対前年度比の増減率

2 最終処分場における覆土の量は含まない。

3 市処理施設以外の民間処理施設へ搬入された事業ごみの最終処分量は含まない。

## ごみの性状（家庭ごみ組成分析）

ごみ集積所へ排出された家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するために、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装について、年 1 回、定点サンプリング方式（湿重量ベース）による組成分析調査を実施しています。

### ア 可燃ごみ

可燃ごみの組成割合は、平成 22 年度の分類別の構成比では、資源物類が平成 17 年度比で 1.9 ポイント減少し、可燃ごみ類は 1.5 ポイント増加、不燃ごみ類は 0.4 ポイント増加しています。

組成別では生ごみ類の割合が最も多く、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 ヶ年平均値では可燃ごみ全体の 46.4%を占めています。生ごみ類は、資源物類及び不燃ごみ類を除いた可燃ごみ類の中でも 58.8%を占めている状況にあります。

表 2-2-16 可燃ごみの組成分析調査結果

単位：％

分類・組成	年 度						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H17～H22 6カ年平均
A 可燃ごみ類	77.6 (100.0)	73.8 (100.0)	76.4 (100.0)	78.5 (100.0)	83.6 (100.0)	79.1 (100.0)	78.8 (100.0)
生ごみ類	49.9 (64.3)	40.5 (54.9)	38.9 (50.9)	44.4 (56.6)	57.2 (68.4)	36.5 (46.2)	46.4 (58.8)
紙おむつ	1.5 (1.9)	5.0 (6.7)	5.9 (7.7)	6.8 (8.7)	3.1 (3.7)	3.5 (4.5)	4.1 (5.3)
その他可燃ごみ	26.2 (33.7)	28.3 (38.4)	31.6 (41.4)	27.3 (34.8)	23.3 (27.8)	39.0 (49.3)	28.3 (35.9)
B 資源物類	22.0	26.0	23.3	19.3	16.0	20.1	20.5
プラスチック製容器包装	4.9	7.7	5.2	6.0	2.7	6.4	5.1
紙類	17.1	18.3	18.1	13.3	13.3	13.7	15.4
C 不燃ごみ類	0.4	0.2	0.3	2.3	0.4	0.8	0.7
分類合計 (A+B+C)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1 H21 調査は、年 2 回調査の合計値。以下の表も同様。

- 2 ( ) 書きの数値は、調査対象可燃ごみのうち、B 資源物類及び C 不燃ごみ類を除いた、A 可燃ごみ類における生ごみ類、紙おむつ、その他可燃ごみの占める割合を表す。

### イ 不燃ごみ

不燃ごみでは、プラスチック製容器包装や缶類・ビン類などの資源物類の混入率が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値で 13.7% となっています。また、可燃ごみ類が 6 カ年平均値で 12.5% 混入している状況にあります。

表 2-2-17 不燃ごみの組成分析調査結果

単位：％

分類・組成	年 度						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H17～H22 6カ年平均
A 不燃ごみ類	47.9	51.2	56.5	51.2	58.6	60.9	55.0
金属類	15.9	9.8	10.6	9.3	10.0	13.4	11.4
ガラス・陶磁器類	15.1	18.9	13.7	14.4	26.6	13.2	17.7
その他不燃ごみ	16.9	22.5	32.2	27.4	22.0	34.3	26.0
B プラスチック製品類	19.8	19.6	18.4	21.0	16.5	18.7	18.8

C 資源物類	16.7	19.2	12.0	15.9	12.6	7.8	13.7
プラスチック製容器包装	9.4	6.1	3.8	4.8	4.4	3.2	5.1
紙類	0.4	0.5	0.4	0.6	0.1	0.2	0.3
缶類	2.5	4.8	2.1	2.7	2.0	1.5	2.5
ビン類	4.2	7.4	5.3	7.3	5.9	2.8	5.5
ペットボトル	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
乾電池	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2
D 可燃ごみ類	15.6	10.0	13.1	11.9	12.3	12.6	12.5
分類合計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### ウ プラスチック製容器包装

平成 16 年度の全市分別収集開始後、プラスチック製容器包装の分別状況は比較的良好であると言えますが、汚れたままの状態のプラスチック製容器包装が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 ヶ年平均値で 8.9%含まれているほか、可燃ごみ類が 6 ヶ年平均値で 6.6%、容器包装以外のプラスチック製品類が 6 ヶ年平均値で 2.7%混入している状況にあります。

表 2-2-18 プラスチック製容器包装の組成分析調査結果

単位：%

分類・組成	年 度						H17～H22 6 ヶ年平均
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A プラスチック製容器包装	81.0	90.0	87.8	88.5	91.5	91.4	88.7
食品トレイ類	3.0	2.5	2.2	2.9	3.3	5.2	3.2
レジ袋類	5.7	6.3	5.4	6.3	4.0	6.7	5.5
汚れたままのプラ	11.4	7.3	7.9	6.7	12.1	4.9	8.9
その他のプラ	60.9	73.9	72.3	72.6	72.1	74.5	71.0
B 資源物類	3.7	0.6	0.8	0.5	0.7	1.5	1.3
紙類	1.3	0.5	0.4	0.1	0.2	0.1	0.4
ペットボトル	2.4	0.1	0.4	0.4	0.5	1.4	0.8
C 可燃ごみ類	12.3	4.3	6.6	8.9	4.7	4.0	6.6
汚れの落ちないプラ	2.7	1.5	3.0	1.8	2.0	1.9	2.1
その他可燃ごみ	9.6	2.8	3.6	7.1	2.7	2.1	4.5
D 不燃ごみ類	0.5	0.2	0.5	0.6	0.9	1.6	0.7
E プラスチック製品類	2.5	4.9	4.3	1.5	2.2	1.5	2.7
分類合計 (A+B+C+D+E)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

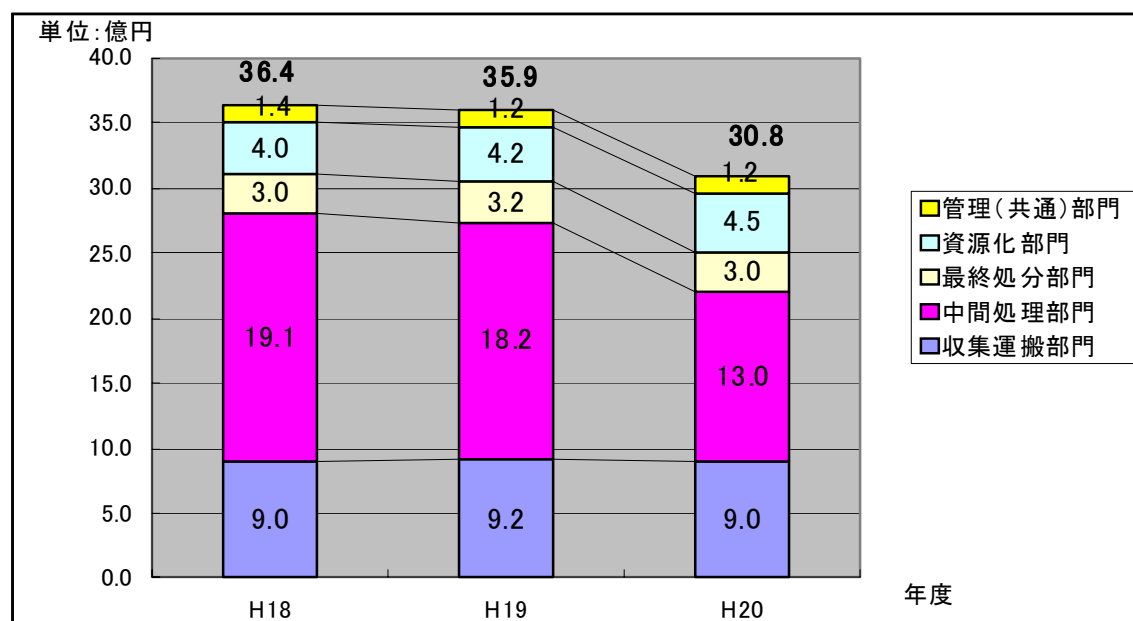
## ごみ処理経費

本市では、平成 19 年 6 月に国が公表した一般廃棄物処理事業のコスト分析手法（一般廃棄物会計基準）に基づくごみ処理費用分析を行っています。（平成 18 年度分から）

長野市のごみ処理に要した経費（施設の減価償却費を含む。直接ごみ処理に関係しない費用は含まない。（非原価））は、平成 20 年度で 30.8 億円で、部門別経費の割合で見ると、中間処理部門が最も大きく 42.2%、次いで収集運搬部門が 29.2%、資源化部門が 14.6%、最終処分部門が 9.7%、管理部門が 3.9%となっています。

過去 3 カ年の部門別経費の推移は、収集運搬・最終処分・資源化・管理の各部門は横ばいで推移していますが、中間処理部門では、平成 20 年度に前年度比で 5.2 億円減少しています。これは、ダイオキシン類排出基準の改正にあわせ平成 13 年度に実施した長野市清掃センター焼却施設の排ガス高度処理施設改修工事費 38.4 億円の減価償却分の経費（均等償却分：5.5 億円 / 年）について耐用年数（7 年）経過により平成 20 年度分から経費算入されなくなったことによるもので、その影響を除くと、中間処理部門経費についても横ばいで推移しています。

図 2-2-3 一般廃棄物会計基準によるごみ処理経費の推移



（注）環境省が作成、提供する「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」様式の改正（平成 22 年 2 月）に伴い、平成 20 年度分は、現在再計算中のため、上記数値は未確定値（H22.7 月現在）

#### (4) 全国類似都市との比較

本市のごみ量等の状況について、平成 20 年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づき、中核市（候補市を含む）47 市との比較を行った。

表 2-2-19 環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 20 年度）

	全 国	長野県	中核市	長野市	中核市順位
一人一日当たりのごみ総排出量 （集団回収量含む） （単位：g/人・日） （ 1 ）	1,033	907	1,061	1,035	19/47
一人一日当たりの家庭系ごみ総 排出量（集団回収量含む） （単位：g/人・日） （ 2 ）	733	648	736	723	22/47
リサイクル率 （単位：%） （ 3 ）	20.3	24.6	19.8	24.1	13/47
最終処分率 （単位：%） （ 4 ）	11.5	10.0	11.3	10.9	20/47

(注) 1 中核市は、平成 22 年 4 月 1 日現在の中核市 40 市に候補市 7 市を加えた 47 市

2 中核市順位は、良好な方からの順位（一人一日当たりのごみ総排出量・家庭系総排出量、最終処分率は値が少ない方が良好、リサイクル率は値が高い方が良好となる）

1 一人一日当たりのごみ総排出量 = (ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365 日 × 10<sup>6</sup>

2 一人一日当たりの家庭系ごみ総排出量 = (家庭ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365 日 × 10<sup>6</sup>

3 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

4 最終処分率 = 最終処分量 / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

平成 20 年度実績における調査結果では、本市の状況は、比較した中核市において上記 4 項目とも中位に位置しています。一人一日当たりのごみ総排出量、一人一日当たりの家庭系ごみ総排出量については、平成 21 年 10 月の家庭ごみ有料化制度の実施により今後減量が予想されます。

リサイクル率及び最終処分率については、上位の自治体の大半が、焼却灰の熔融スラグ化・セメント原料化、燃料化施設処理による固形燃料化（RPF, RDF）等による資源化処理を実施しています。これらの処理を行う自治体を除くと長野市のリサイクル率、最終処分率は上位にあるといえます。（リサイクル率は第 2 位、最終処分率は第 3 位）

( 5 ) ごみ処理の評価

**数値目標の達成状況**

前計画では、ごみの減量及び資源化の推進による循環型社会の構築に向けて、目標年次(平成22年度)における数値目標を定め、具体的施策を展開してきました。

前計画で定めた数値目標及び平成21年度の達成状況は表2-2-20のとおりです。市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量、事業系一般廃棄物の可燃ごみ量、埋め立て量については、平成21年度において当初目標値を達成しました。リサイクル率については、平成21年10月の剪定枝葉の分別収集の開始により、平成22年度において当初目標値を達成する見込みです。

なお、平成21年10月の家庭ごみ有料化制度の導入後の状況等を踏まえ、平成22年4月に数値目標の見直しを行いました。

表2-2-20 数値目標及び達成状況

項目	年度	基準年度 (H15)	当初目標値 (H22)	H21実績	当初目標値 の達成状況 (H21実績)	改正目標値 (H22)
1 リサイクル率 (単位：%)		21.0	27.0 以上	25.2 (25.2)	未達成	28.9 以上
2 市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量 (単位：kg/人・年)		179	160 以下	156 (155)	達成	134 以下
3 事業系一般廃棄物の可燃ごみ量 (単位：トン/年)		50,400	42,000 以下	39,898 (40,099)	達成	37,618 以下
4 埋め立て量 (単位：トン/年)		20,155	17,000 以下	15,152 (15,406)	達成	13,558 以下

(注) H21実績の( )書きの数値は、平成22年1月に合併した旧信州新町及び旧中条村の合併前(H21.4~H21.12)のごみ量等を含め算出した参考数値

前計画では、数値目標4項目に加え、家庭系及び事業系一般廃棄物の減量・資源化、適正排出の成果を検証するための成果指標5項目を定めています。成果指標の目標値及び平成21年度の達成状況は表2-2-21のとおりです。



表 2-2-21 成果指標及び達成状況

項目	年度	基準年度 (H15)	目標値 (H22)	H21 実績	目標値の 達成状況 (H21 実績)
1 集団資源回収量 (単位：トン)		11,509	13,000 以上	15,361	達成
2 生ごみの家庭系一般廃棄物の 可燃ごみに占める割合(重量比) (単位：%)		43	40 以下	57.2 (46.4)	未達成
3 紙類の家庭系一般廃棄物の可 燃ごみへの混入率(重量比) (単位：%)		18	13 以下	13.3 (15.4)	未達成
4 ながのエコ・サークル認定件数 (累積認定件数) (単位：件)		109	175 以上	227	達成
5 不法投棄発見件数 (市パトロールによる発見件数) (単位：件)		924	740 以下	1,431	未達成

(注) H21 実績欄の( )書きの数値は、家庭ごみ組成分析調査における H17～H22 の6ヵ年平均値

### 標準的な評価項目の状況

国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 19 年 6 月)及び「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 20 年 6 月)で示されたごみ処理の評価のための標準的な評価項目及び国の目標値と本市における状況は表 2-2-22 のとおりです。

表 2-2-22 ごみ処理基本計画策定指針に基づく標準的な評価項目と実績

視点	指標で測 るもの	指標項目	国の目標値 (H22)	実績	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日 当たりごみ総 排出量	1.056kg/人・日	1.012kg/人・日 (H21 実績)	(ごみ収集搬入量 + 集団 回収量) / 計画収集人口 / 365 日 × 1000
	廃棄物の 再生利用	廃棄物からの 資源回収率(リ サイクル率)	約 24%	25.2% (H21 実績)	(資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団 回収量)

	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量		3,745MJ/t (H20実績)	エネルギー回収量(正味) /熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分量)	約13%	10.8% (H21実績)	最終処分量/(ごみ収集搬入量+集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温暖効果ガスの人口一人一日当たり排出量	0.313kg/-CO <sub>2</sub> /人・日	算出中	温室効果ガス排出量(正味)/人口/365日
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度		63.3%	平成21年度まちづくりアンケート中、「資源のリサイクルやごみの減量化に対する取り組みが盛んである」に対する「そう思う」及び「ややそう思う」の回答割合の合計
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費		8,091円/人・年	廃棄物処理に要する総費用/計画収集人口
		資源回収に要する費用		41.9円/kg	資源化に要する総費用(正味)/総資源化量
		エネルギー回収に要する費用		算出中	エネルギー回収に要する総費用(正味)/エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用		算出中	最終処分減量に要する総費用/(ごみ収集搬入量+集団回収量-最終処分量)

## 前計画で掲げた具体的施策の進捗状況と課題

前計画で掲げた目標達成のための施策及び具体的施策の進捗状況と課題は表 2-2-23 のとおりです。

表 2-2-23 前計画の目標達成のための施策（前計画 P11～22）及び進捗状況

施策の分類	施策項目	具体的施策	主な具体的施策の進捗状況	主な課題
<b>家庭系一般廃棄物の減量・資源化</b>				
1	啓発活動の推進	(1)わかりやすい啓発活動の推進 (2)環境美化指導員等の研修会の実施 (3)家庭用ごみ減量マニュアルの作成	(1)～(3) ごみ減量ガイドブック（H20 作成・全戸配布）、ごみの出し方保存版（H21 作成・全戸配布）等を活用した啓発活動のほか、住民説明会開催による啓発活動の実施	・ごみの排出日や排出時間の不遵守、排出場所の違反が見受けられる。
2	環境学習の推進	(4)小中学校等の環境学習の推進 (5)地域や学校等との連携強化 (6)長野市清掃センター見学会の拡大 (7)地域等への出前講座の実施 (8)リフレッシュプラザの利用拡大	(4) 既存の環境学習教材を活用した体験学習を実施、一部の小学校の教材等の作成に協力 (5),(7) 地域・団体等からの要請により出前講座を実施 (6) 清掃センター見学の受け入れを実施、圧縮梱包施設太陽光発電システムについて見学内容に追加（H22～）	
3	分別の徹底	(9)分別指導の徹底 (10)区長会・環境美化連合会等との連携強化	(9) 住民説明会等による啓発活動を実施、分別強調月間（毎年 10 月）において集積所巡回指導による分別指導を実施 (10) 各地区環境美化連合会総会等に出向き、説明を実施	・組成分析調査結果（P18～P20）の 6 ヶ年平均値では、可燃ごみは 20.5%、不燃ごみは 13.7%の資源物の混入が見られる。プラスチック製容器包装には、汚れを落としていない状態のものが 8.9%含まれている。 ・剪定枝葉の排出基準、排出方法等に関する市民からの問い合わせ件数が多い。
4	家庭での生ごみの減量・資源化	(11)生ごみの自家処理の推進 (12)生ごみ減量アドバイザー等の育成	(11) 生ごみ自家処理推進のための段ボール堆肥講座の開催（H21～）、生ごみ自家処理機器	・組成分析調査結果（P19 表 2-2-16）の 6 ヶ年平均値では、可燃ごみに占める生ごみ類の割

<p>(13)有機資源循環システムづくりの検討</p>	<p>購入費補助金の交付、大型生ごみ処理機モデル事業を導入(H21～)ごみ減量ガイドブックで生活の中でできる生ごみ減量の取り組みについて紹介</p> <p>(12) 生ごみ減量アドバイザー養成講座等の開催</p> <p>(13) 電動生ごみ処理機から生じる一次生成物の回収の実施、生ごみの地域内循環事業を実施している団体の活動を支援するため補助金を交付(2団体)</p>	<p>合が46.4%と高い状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型生ごみ処理機を活用した地域や団地単位での自家処理システムについて、モデル事業(H21.11～)による事業検証がされていない。</li> <li>・生ごみの自家処理により生じる一次生成物の回収事業について、有効活用のための今後の方向性が決まっていない。</li> </ul>
<p>5 家庭での紙類の減量・再資源化</p> <p>(14)「その他古紙」収集方法の検討</p>	<p>(14) 「その他古紙」の排出方法について平成18年度から紙袋に入れた状態での排出を可能とした</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組成分析調査結果(P19表2-2-16)の6カ年平均値では、可燃ごみの中に紙類が15.4%混入している。</li> </ul>
<p>6 集団資源回収の推進</p> <p>(15)集団資源回収実施団体の支援</p> <p>(16)古紙以外の品目の回収促進</p> <p>(17)報奨金制度の見直し</p> <p>(18)集団資源回収活動の環境学習等への活用</p>	<p>(15) 報奨金の交付により集団回収を推進</p> <p>(17) 他自治体の状況等調査し、報奨金単価を見直し(H20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙以外の品目の回収が進んでいない。(P15表2-2-11)</li> </ul>
<p>7 家庭系一般廃棄物処理の有料化</p> <p>(19)家庭系一般廃棄物処理の有料化の導入</p> <p>(20)ごみ指定袋等の広告媒体としての活用検討</p>	<p>(19) 家庭ごみ処理有料化制度を導入(H21.10～)制度導入にあたり延べ1,071回の住民説明会を実施(H20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入後、可燃ごみ17.4%、不燃ごみ34.5%の減量効果(対前年度同月比 H22.6 現在)が見られるが、今後ごみ量の増加(リバウンド)が懸念される。</li> <li>・減量効果維持のための市民への新たな情報発信内容・手法が決まっていない。</li> <li>・有料化制度に関連したルール違反ごみが解消されていない。</li> <li>・有料化制度導入に伴い、不法</li> </ul>

		投棄の増加が懸念される。
<p>8 消費者としての取り組み</p> <p>(21)マイバッグ持参の推進</p> <p>(22)再使用・長期使用の推進</p>	<p>(21) ながの環境パートナーシップ会議及び千曲川流域レジ袋削減推進協議会において、マイバッグ持参運動協力店の拡大を推進</p> <p>(22) 長野市リフレッシュプラザの活用による再使用を推進</p>	<p>・マイバッグ持参率の目標値（60%）が未達成である。（H21持参率 33.9%）</p>
<p>9 販売業者等の協力による減量・資源化の推進</p> <p>(23)容器包装等の店頭回収の拡大</p> <p>(24)簡易包装の推進</p>	<p>(23) 販売店と協力し、サンデーサイクルによる回収品目を拡大（H21.4～段ボール回収開始）</p> <p>(24) ながの環境パートナーシップ会議において、「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」締結事業者からの定期報告に基づき、取り組み状況について検証中</p>	<p>・「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」締結事業者からの定期報告の検証結果を踏まえ、簡易包装の推進のための今後の対策が未定である。</p>
<b>事業系一般廃棄物の減量・資源化</b>		
<p>1 分別の徹底と再資源化の推進</p> <p>(25)減量計画書による計画的取り組みの促進</p> <p>(26)多量排出事業所への立ち入り指導の実施</p> <p>(27)自己処理責任による処理の徹底</p> <p>(28)搬入時の分別指導の強化</p> <p>(29)事業所用ごみ減量マニュアルの作成</p> <p>(30)事業所からの相談対応の充実・情報提供</p> <p>(31)優良事業者顕彰制度の検討</p>	<p>(26) 減量計画書未提出事業所への立ち入り指導を実施</p> <p>(27),(29) 事業ごみ減量マニュアルの作成・配布による啓発活動を実施（H20～）</p> <p>(28) 清掃センターへの搬入時に分別の徹底について随時指導（その他）搬入手数料改定にあわせ、清掃センターへの産業廃棄物の受け入れ中止（H21.10～）</p>	<p>・減量計画書の未提出事業所がある。</p> <p>・減量計画書に基づく経年変化や業種別排出量等の分析結果が立ち入り指導に生かされていない。</p>
<p>2 事業所での生ごみの減量・資源化</p> <p>(32)事業系有機性廃棄物の資源化の促進</p>	<p>(32) 生ごみの地域内循環事業を実施している団体の活動を支援するため補助金を交付（2団体）</p>	<p>・食品関連事業所等における生ごみの資源化の促進に向けた具体的な検討には至っていない。</p>

<p>3 事業所での紙類の減量・再資源化</p> <p>(33)紙類の可燃ごみへの混入防止策の検討</p> <p>(34)機密文書再資源化への誘導</p>	<p>(33) 事業ごみ減量マニュアルを通じた啓発活動を実施</p>	<p>・事業所から発生する機密文書については、情報保護の観点から裁断処理や可燃処理を行う事業所がある。</p>
<p>4 地域単位・業種単位による新たな再資源化システムの構築</p> <p>(35)オフィス町内会等再資源化システム構築への誘導</p>	<p>(35) 新たな再資源化システムの構築に向けて調査中</p>	<p>・地域や業種ごとの連携による新たな再資源化システムは構築されていない。</p>
<p>5 ながのエコ・サークル認定制度の推進</p> <p>(36)ながのエコ・サークルの普及促進</p> <p>(37)ながのエコ・サークル認定制度の見直し</p>	<p>(36) 環境フェア等におけるパネル展示や出前講座等により制度について周知したほか、認定事業所の取り組みを紹介</p> <p>(37) 事後確認調査の実施により、各ランクの認定基準の在り方について研究中</p>	<p>・認定事業所間の取り組み状況に格差がある。</p> <p>・認定基準の見直しがされていない。</p>
<p>6 ごみ処理搬入手数料の見直し</p> <p>(38)ごみ処理搬入手数料の見直し</p>	<p>(38) 他市の状況調査、ごみ処理コスト分析を基に搬入手数料を改定（H21.10～）</p>	
<p>7 処理業者による資源化の推進・適正処理</p> <p>(39)搬入検査体制の強化</p> <p>(40)収集運搬業者の研修会の実施</p> <p>(41)新たな資源化ルート構築</p>	<p>(39) 不適正搬入防止に向けた対策について他市の事例等調査中</p> <p>(40) 収集運搬業者への研修会を随時実施</p> <p>(41) 事業系剪定枝葉について民間資源化施設へ誘導（H21.10～）</p>	<p>・剪定枝葉を資源化処理できる一般廃棄物処分業許可業者が少ない。（市内2社）</p>
<p>8 市有施設等における資源化の推進</p> <p>(42)市有施設における分別の徹底及び再資源化の推進</p> <p>(43)学校給食等の生ごみの資源化</p> <p>(44)市有施設における再生品の利用促進</p> <p>(45)市内官公庁における分別の徹底及び資源化の推進</p>	<p>(42) 長野市役所環境保全率先実行計画に基づき、市有施設における取り組みを推進</p> <p>(44) 上記実行計画に基づき、グリーン購入に関する判断基準を定め、市有施設における環境配慮物品の調達を推進</p> <p>(43) 市給食センターから発生</p>	<p>・市内官公庁に特化した具体的な指導がされていない。</p>

	する生ごみについて、全量資源化処理を実施	
<b>適正処理の推進</b>		
<p>1 収集運搬について</p> <p>(46)収集方法等の変更の検討</p> <p>(47)高齢者等に対する収集体制の検討</p> <p>(48)低公害な車両の導入</p>	<p>(46) 戸隠・鬼無里・大岡地区の収集運搬について、直営から委託に切り替えた（H19～）</p> <p>(47) ごみ集積所への排出が困難な高齢者等への対応について関係機関等と協議中</p> <p>(その他) ごみ集積所からの持ち去り行為を防止するため条例を一部改正（H21.7～）</p>	<p>・豊野地区の一部の品目について、収集方法及び搬入先が異なっている。</p> <p>・高齢者等に対する新たな収集体制について方針が決まっていない。</p>
<p>2 資源物収集の検討</p> <p>(49)サンデーリサイクルの拠点増加の検討</p> <p>(50)剪定枝等の資源化の検討</p>	<p>(49) 実施会場・回収品目を拡大</p> <p>(50) 平成 21 年 10 月から剪定枝葉を資源物として分別収集開始</p>	<p>・スーパー及び市有施設以外にサンデーリサイクル会場がない。</p>
<p>3 ごみ処理施設について</p> <p>(51)安全で安定的な処理の継続実施</p> <p>(52)環境調査の実施</p> <p>(53)ごみ処理施設周辺環境整備</p>	<p>(51) 市ごみ処理施設の計画的な整備・改修工事を実施</p> <p>(52) 清掃センター周辺環境調査を毎年実施、測定結果について公表</p> <p>(53) 景観維持のため緑地帯等の周辺環境整備を実施</p>	<p>・焼却施設稼働から 29 年目を迎え、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>・現最終処分場施設への埋立は、平成 25 年 3 月で終了となることから、長野広域連合の新たな最終処分場施設稼働までの間、全量外部への搬出が必要となる。</p>
<p>4 ごみ処理の効率化</p> <p>(54)ごみ処理の効率化</p>	<p>(54) 平成 18 年度から一般廃棄物会計基準に基づき、ごみ種別ごとのごみ処理コストを算出、経年変化を検証中</p>	<p>・算出したごみ処理コストについて、事務事業等の検証に活用されていない。</p> <p>・同会計基準の導入自治体が少ないため、他自治体との客観的比較ができない。</p>
<p>5 ごみ集積所について</p> <p>(55)環境美化に配慮したごみ集積所設置の支援</p>	<p>(55) 環境美化に配慮したごみ集積所の設置に対して補助金を交付</p> <p>(55) 中央通りにおけるごみ集積所のあり方について関係課等</p>	<p>・ごみ集積所の設置や利用等に関して、各地域ごとに様々な課題がある。</p>

	と協議、実施に向けて検討中	
<p>6 不法投棄対策</p> <p>(56)監視体制の充実</p> <p>(57)不法投棄されにくい環境づくりの推進</p>	<p>(56) 市直営及び委託によるパトロール・回収に加え、平成 21 年度からは専属の不法投棄対策チームを編成し、体制を強化</p> <p>(57) 防止ネット・監視カメラの設置のほか、地区役員との連携による監視体制を構築、ポイ捨て防止条例制定に向けて検討中</p>	<p>・新たな不法投棄が発生している。</p> <p>・平成 23 年の地上デジタル放送への完全移行により廃家電製品等の不法投棄の増加が懸念される。</p>
<p>7 処理困難物について</p> <p>(58)処理困難物受け入れ体制の整備</p> <p>(59)処理困難物自主回収の要請</p>	<p>(58) 平成 19 年度からストックヤードにおける指定処理困難物の受け入れを開始</p>	<p>・高齢化の進展に伴い、在宅医療系廃棄物等の増加が見込まれる。</p>
<p>8 災害ごみについて</p> <p>(60)災害ごみ処理実施計画の策定</p> <p>(61)周辺自治体との協定の締結</p>	<p>(60) 災害ごみ処理実施計画策定に向けて調査中</p> <p>(61) 全国都市清掃会議に参画し災害時における会員間の支援情報について共有化</p>	<p>・長野市地域防災計画を補完する災害ごみ処理実施計画が未策定である。</p>
<b>市民参画による施策の検討・実施</b>		
<p>1 市民参画による施策の実施・検討</p> <p>(62)市民モニター制度の導入</p> <p>(63)ながの環境パートナーシップ会議との連携強化</p>	<p>(62) ごみ減量モニター制度を活用し、ごみ減量ガイドブック、ごみの出し方保存版、ごみ収集カレンダー作成にあたり市民意見を反映</p> <p>(63) ながの環境パートナーシップ会議の各プロジェクトチームに参画、市民・事業者と一体となった施策を推進</p>	<p>・ごみ減量モニター制度を含め、市民意見反映のための手法が十分活用されていない。</p>



## (6) ごみ処理の課題の整理(重点課題)

ごみ処理実績等の推移、全国類似都市との比較、ごみ処理の評価を踏まえ、本市のごみ処理の課題について、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分までの各段階ごとに整理すると以下のような課題が挙げられます。

### 排出抑制

家庭ごみの組成分析調査結果(P18~19 表 2-2-16)では、可燃ごみに占める生ごみ類の割合が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 ヶ年平均値で 46.4%と高い状況にあり、生ごみの発生抑制及び自家処理の推進に向けて、これまでの取組に加え、地域特性に応じた生ごみの利活用方法の検討や長野市バイオマスタウン構想に基づく取組の推進が必要です。

組成分析調査結果では、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 ヶ年平均値で可燃ごみには 20.5%、不燃ごみには 13.7%の資源物が混入している状況(P19 表 2-2-16、表 2-2-17)にあります。また、プラスチック製容器包装には汚れを落としていない状態のものが 8.9%混入している状況(P20 表 2-2-18)にあるなど、分別の徹底に向けて更なる啓発活動の推進が必要です。

平成 21 年 10 月の家庭ごみ処理手数料有料化制度導入後のごみ量は、家庭系可燃ごみで 17.4%、同不燃ごみで 34.5%の減少(いずれも平成 22 年 6 月現在の対前年同期間比)となっていますが、有料化制度を導入している他自治体の事例では、ごみ量が再び増加傾向に転ずる“リバウンド現象”が生じているケースもあります。

市民にごみの問題に関心を持ってもらえるような新たな情報発信手法を導入するとともに、減量効果が維持できるようなわかりやすい啓発活動が必要です。

ごみを発生させないための取組として、ながの環境パートナーシップ会議を主体としたマイバッグ持参運動、レジ袋削減キャンペーン、容器包装の店頭回収、簡易包装などの取組を行っていますが、マイバッグ持参率の目標値が未達成であるなど、これまでの取組の検証を踏まえた施策の推進が必要です。

家庭ごみ処理手数料有料化制度導入に併せ、不法投棄監視体制の強化及び不法投棄されにくい環境づくりの推進を図ってきましたが、新たな不法

投棄が後を絶たない状況であるうえ、平成 23 年の地上デジタル放送への移行に伴う廃家電製品等の不法投棄の増加が懸念されることから、継続的な監視体制の強化が必要です。

事業ごみの減量対策として、多量排出事業者からの減量計画書の提出、訪問調査による分別指導等を行ってきましたが、減量計画書の未提出事業所があるなど事業所間の取組状況に格差がある状況です。

多量排出事業所に対しては、減量計画書の提出の徹底を図るとともに、計画書の分析結果に基づく具体的な指導を行うほか、その他の事業所に対しては、商工団体等との連携による啓発活動など、より効果的な手法の検討が必要です。

### 収集・運搬

本市の年齢 3 区分別人口の推移（P2 表 2-1-2）を見ると、65 歳以上の老年人口の割合が増加しており、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯への対応について、戸別収集等の新たな収集方法も含め調査、検討が必要です。

本市における災害時の収集運搬業務については、「災害時の廃棄物収集運搬業務に関する協定書」に基づく委託による収集運搬体制となりますが、長野市地域防災計画及び長野市水防計画の分野別個別計画である災害ごみ処理実施計画の早期策定による災害時における収集運搬及び処理体制の構築が必要です。

豊野地区の可燃ごみ、プラスチック製容器包装、剪定枝葉等については、直営による収集運搬体制となっています。長野広域連合が計画する新たな処理施設建設の進捗状況を考慮しつつ、費用対効果の観点から今後の収集方法について検討が必要です。

### 中間処理

本市の中間処理施設の状況は、長野市清掃センター焼却施設においては、昭和 57 年 1 月の稼働開始から 29 年目を迎えており、施設の老朽化が進んでいます。長野広域連合が計画する新たな焼却施設が稼働するまでの間、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により安全で安定的な

処理を続けることが必要です。

長野広域連合による新たなごみ処理施設の早期建設に向けて、長野市へ建設が予定される新焼却施設について地元住民との十分な協議による合意形成が必要です。

### **最終処分**

現最終処分場への埋め立ては、地元との協定に基づき平成 25 年 3 月で終了となることから、長野広域連合による新たな最終処分場の早期建設・稼動が望まれます。また、新たな最終処分場の稼動までの間、最終処分量を削減するとともに、焼却灰の全量外部搬出による処分が必要です。